

令和5年5月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和5年5月24日（水）
開会：午前10時 閉会：午前10時45分
- 2 開催場所 教育委員会室2
- 3 会議次第
 - 教育長報告
 - 議案第24号 大津市教育公務員の給与に関する条例附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料に関する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第25号 大津市立幼稚園の教員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第26号 大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第27号 大津市立比叡平幼稚園を廃止すること及び大津市立認定こども園条例の制定に関する意見の申出について
 - 議案第28号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき教育委員会の意見を聴くべき事務を定める規則の制定に関する意見の申出について
 - 議案第29号 大津市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
- 4 出席委員
島崎教育長、壽委員、田村委員、周防委員
- 5 事務局出席者
高野教育部長、小島教育部次長、富永教育部次長、青山教育総務課長、中川同課長補佐、駒井同課副参事、佐藤同課主事、杉江教職員室長、上杉学校教育課長、藤原学校給食課長、足立生涯学習課長、東子ども・若者政策課長、辻本幼保連携推進室長
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 1人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が5月定例会の開会を宣言

議題の公開／非公開 議案第27号から議案第29号までについて非公開とすることを決定

教育長報告

- 議案第24号 大津市教育公務員の給与に関する条例附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料に関する規則の制定に係る臨時代理について
- 議案第25号 大津市立幼稚園の教員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
- 議案第26号 大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について

【説明】

○青山教育総務課長 3件の議案は、定年延長等に係る地方公務員法の改正に伴い、関係する16条例の改廃を行う条例案が市議会において可決されたことにより、新たに規則を制定するとともに、関係する2つの規則を改正する必要が生じたが、教育委員会の会議を開く時間的余裕がなかったため、教育長が臨時に代理したものにつき、教育委員会の承認を求めるものである。

定年延長は、これまで60歳とされてきた定年を、今年度から2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げ、最終的に65歳とするものである。定年延長と合わせて、いわゆる「役職定年制」が導入されることとなり、60歳到達時点で管理監督の職に就いている職員は、60歳到達の翌年度の4月1日に非管理職に異動することとなる。給与については、管理職・非管理職にかかわらず、60歳に到達した翌年度からは、原則として60歳時の基本給の7割相当額が支給されることとなる。

また、これまで雇用と年金の接続を目的に、定年から65歳までの間、再任用制度により、職員を再度任用してきたが、定年引上げに伴い、従前の再任用制度は廃止され、新たに、60歳到達以降、定年に達するまでの期間に退職した職員を短時間勤務の職に再度任用できる「定年前再任用短時間勤務制度」を設けている。なお、定年延長の制度完成は令和14年度であることから、その間の経過措置として、制度完成前の定年の年齢から65歳に到達するまでの期間を対象として、「暫定再任用制度」が運用されることとなる。

議案第24号、大津市教育公務員の給与に関する条例附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料に関する規則の制定に係る臨時代理については、60歳に達した職員の給与の特例について、大津市教育公務員の給与に関する条例において、教育委員会規則で定めると規定されたものを、国家公務員に対する人事院規則にならい、新たな規則として定めたものである。

議案第25号、大津市立幼稚園の教員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理については、再任用職員に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員に関する規定に改め、経過措置として、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関する規定を定めている。また、60歳に達した日の次年度から基本給が7割相当額となる者に対しては、管理職手当も7割相当額とする、としている。

議案第26号、大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理についても、再任用職員に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員に関する規定に改め、経過措置として、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関する規定を定めている。また、60歳に達した日の次年度から基本給が7割相当額となる者に対しては、義務教育等教員特別手当も7割相当額とする、としている。

【質 疑】 なし

【採 決】 承認

- 議案第 27 号 大津市立比叡平幼稚園を廃止すること及び大津市立認定こども園条例の制定に関する意見の申出について
- 議案第 28 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき教育委員会の意見を聴くべき事務を定める規則の制定に関する意見の申出について

【説 明】

○東子ども・若者政策課長 議案第 27 号、大津市立比叡平幼稚園を廃止すること及び大津市立認定こども園条例の制定に関する意見の申出についてであるが、本条例の制定は、大津市独自の幼保一体化施設として、比叡平幼稚園とひえい平保育園が施設を共有している「やまのこひろば」を、幼保連携型認定こども園である「大津市立比叡平こども園」へと移行するものであり、認定こども園を設置する本条例の附則において、比叡平幼稚園とひえい平保育園を廃止する条例改正を行うものとなっている。

公立の認定こども園についての検討は平成 27 年頃から行っており、平成 27 年 5 月に策定した「大津市立幼稚園・保育園のあり方の方針」の中で、認定こども園の検討を開始するという方針を示した。平成 28 年には、「大津市立幼稚園における 3 年保育実施の年次計画・大津市立幼稚園規模適正化に向けた実施計画」を策定し、令和 3 年 3 月の計画改訂により、「認定こども園の導入を行うこととし、具体的な園における可能性の検討を進めていく」という結果となり、公立の認定こども園に関する具体的な検討を行ってきた。令和 4 年度に地域での再編等の方向性について、新たに地域の実情を踏まえ再検討・見直しを行った結果、やまのこひろばを令和 6 年 4 月に幼保連携型認定こども園と移行することとなった。

幼保連携型認定こども園とやまのこひろばとの違いであるが、やまのこひろばは、学校教育法に基づく幼稚園と児童福祉法に基づく保育所というそれぞれ異なる法律に基づく施設が建物を共有しているものであり、一方、幼保連携型認定こども園は、認定こども園法に基づく教育・保育を一体的に行う単一の施設であり、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている。

幼保連携型認定こども園の運営については、現在の幼稚園、保育所、それぞれの機能を一つの施設として賄うものとなっており、園児が受ける教育・保育について大きく変わることはない。就労等の要件が必要のない 3 歳から 5 歳までと、就労等の要件を満たす 0 歳から 5 歳までが入園できる場所も同じであり、それぞれの教育・保育時間は基本的には現在と変わらず、延長保育や預かり保育も同様に実施する。

ただし、幼稚園児については異なる部分が 3 点ある。1 点目は、現在弁当と給食の選択制となっている昼食について、一体の施設としての食育等の観点から、一律での給食の提供とする。2 点目は、現在 11 時 50 分までとなっている水曜日の教育時間を、他の曜日と同様の 14 時までとする。3 点目は、預かり保育において、水曜日及び長期休業期間に持参いただいている弁当を給食の提供とし、毎回持参いただいているおやつを園での提供とする。

やまのこひろばの職員、保護者及び地域への説明であるが、令和 4 年 12 月に大津市社会福祉審議会児童専門分科会において、認定こども園への移行について報告し、特に反対意見等はなかった。令和 5 年 2 月及び 3 月には、やまのこひろばの職員及び保護者へ説明を行い、職員配置等に対する質問等はあったが、それ以外に特に意見、質問等はなかった。また、自治会長を兼ねておられる山中比叡平学区まちづくり協議会会長にも説明し、学区へは回覧により周知していただいたが、意見、質問等はない。

今後の園児募集については、公立の幼稚園、保育園と同時期に、それぞれ募集を行う予定であり、手続についても公立の幼稚園、保育園と同様である。なお、在園児については、移行の手続は必要ない。

次に議案第28号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき教育委員会の意見を聴くべき事務を定める規則の制定に関する意見の申出についてであるが、幼保連携型認定こども園の管轄は市長部局となるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において教育委員会も一定の関与を行うことが求められており、同法第27条第1項において、幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、教育委員会の権限に属する部分と密接に関係のあるものとして地方公共団体が規則で定めるものの実施に当たっては、教育委員会から意見を聴かなければならないという規定がある。また、同条第2項において、当該規則を制定するときには、市長はあらかじめ教育委員会の意見を聴かなければならないと規定されている。本議案は、その規則の案について意見を伺うものとなる。

規則に記載する内容については、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するもの、とされている。これについて、国からの通知において、「幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関すること」、「幼保連携型認定こども園の設置及び廃止に関すること」、「幼保連携型認定こども園の職員の任免その他の人事に関すること」の3つが例示されている。大津市では、幼保連携型認定こども園は市長部局で所管する施設であり、また、市立幼稚園の職員の任命、その他の人事に関する事務についても市長部局へ補助執行されていることから、今回の規則には「幼保連携型認定こども園の職員の任免その他の人事に関すること」は定めず、他の2つを定めている。

【質 疑】

- 田村委員 3点質問する。1点目、幼稚園教諭の採用と保育士の採用は別々だと思うが、これまでどおり別々に採用し、比叡平に配置するのか。2点目、幼稚園児と保育園児の保護者の費用負担は、どう区別するのか。3点目、幼稚園の職員定数と保育園の職員定数は違うと思うが、その整合性はどうなるのか。
- 辻本幼保連携推進室長 1点目の職員の配置についてであるが、幼稚園教諭と保育士は現状採用が別々で、処遇も異なっている。これについては、処遇の統合を人事課と検討を進めているところであるが、令和6年4月には間に合わないため、暫定的に現在の処遇のまま、幼稚園教諭と保育士を幼保連携型認定こども園に配属する。幼保連携型認定こども園は、幼稚園教諭の免許と保育士資格の両方が必要であるため、それを考慮した配属となる。
2点目の費用負担については、幼児教育・保育の無償化により、3歳以上については幼稚園児も保育園児も保育料は0である。0歳から2歳までの保育料については、現在の保育園と同じ計算方法となるため、これまでと変わるところはない。
3点目の職員の配置基準については、幼保連携型認定こども園には幼保連携型認定こども園の配置基準があり、それに基づき配置をする。幼保連携型認定こども園の基準は、幼稚園と保育所それぞれの基準を合わせたような形で作られているため、現在と同等以上の基準となる。
- 田村委員 理解した。なお、教育課程の編成に当たっては、市長部局の担当職員にはしっかり練ってほしいと思う。
- 島崎教育長 幼稚園については、経営管理訪問を行っており、私もいくつかの園に立ち会っている。経営管理訪問は、一本化されるのか、それとも、2つの分野があるということで今のやり方を継承するのか。
- 辻本幼保連携推進室長 現在、幼保支援課で検討しているところである。
- 壽委員 地教行法第27条第1項で、「教育委員会の意見を聴かなければならない」となっていることを受けて、この規則を作成するということか。
- 辻本幼保連携推進室長 第27条第1項の規定に基づく規則については、作らないという選択もあるが、大津市としては、教育委員会とも連携を取っていくということから、作ることにした。その場合、第27条第2項において、規則を制定し、又は改廃するときは教育委員会の意見を聴かなければならないとされているため、第27条第2項の規定に基づき、今回規則案について意見を伺っている。
- 壽委員 今回作る規則の内容は、1つ目は「教育課程に関する基本的事項の策定に関すること」、2つ目は「認定こども園の設置及び廃止に関すること」で、1つ目は地教行法第27

条第1項に書かれているとおりだが、2つ目は、地教行法第27条第1項に書かれている「その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するもの」を狭めたものということか。

- 辻本幼保連携推進室長 「密接な関連を有するもの」として国が想定しているのが、「教育課程に関する基本的事項の策定」、「こども園の設置及び廃止に関すること」、「職員の任免その他人事に関すること」の3点である。市町村によっては、国の例示以外のものを定めることもあるかもしれないが、大津市としては、国の例示の中から、今後教育委員会から意見をいただく事項として2点を選んだ。
- 壽委員 例示のうち1つ目は第27条第1項に書かれており、その他として例示された2つ目・3つ目の中で、先ほど説明のあった検討を経て、「こども園の設置及び廃止に関すること」を今回規則に定めたということか。
- 辻本幼保連携推進室長 そうである。
- 周防委員 こども園の設置は、1つの地域にある幼稚園と保育園を合体させた形での設置というは少なく、幼稚園がこども園へ移行するようなケースが多い。今回、1つの地域にある幼稚園と保育園の合体であり、幼稚園児、保育園児それぞれへの対応の課題が出てくると思うので、その点を踏まえた人材配置の検討をお願いしたい。

【採 決】 可決

○議案第29号 大津市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

【説 明】

- 足立生涯学習課長 本議案は、社会教育に関する諸計画の立案や助言を行う社会教育委員のうち1人から辞任願が提出されたため、当該委員を解嘱し、後任となる委員の委嘱を行うものである。なお、後任者の任期は、前任者の残任期間である令和6年7月6日までとなる。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

閉会 教育長が5月定例会の閉会を宣言